平成２４年（フ）第６９号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野1964番地　サニーウィング大野弐番館102
債務者　脇田　一雄
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字上山脇６番地２
債務者　岩瀬　寿代（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第９０７号
埼玉県川口市大字峯250番地の１　ライオンズマンション草加506号
債務者　武田　茂人
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９８１号
さいたま市見沼区東大宮１丁目81番地８　双葉ハイツ202
債務者　佐藤ひろみ
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９９３号
さいたま市桜区西堀８丁目15番10―103号
債務者　山田　幸二
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２０号
大阪府富田林市寿町３丁目４番２号
債務者　井内工業こと　井内孝一郎
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２８５号
大阪府羽曳野市島泉６丁目14番12―301号、前住所大阪府羽曳野市島泉１丁目18番10号
債務者　丸田　紀子（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２９２号
堺市南区原山台５丁３番１―1006号
債務者　坂元由美子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６１３号
大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目８番８号
債務者　佐古真由美（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７３８号
大阪府大阪狭山市東野中１丁目1504番地の19
債務者　[illegible]畠　正男
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７４３号
大阪府羽曳野市島泉１丁目５番19号
債務者　鎌田　憲一
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
島根県大田市長久町長久ロ307番地５、前住所広島県三次市十日市東３丁目10番12号
債務者　藤村　文人
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第５４号
島根県出雲市平野町501番地７
債務者　増本　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第３３号
広島県三次市畠敷町326番地１　サンライズ竹部201、前住所広島県庄原市西本町２丁目22番17号
債務者　松園　大史
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第１６７号
群馬県伊勢崎市安堀町86番地１　グリーンガーデンＡ103
債務者　坂谷内　瞳（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９８号
群馬県伊勢崎市堀口町343番地２
債務者　田中　哲夫
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０２号
群馬県前橋市日吉町３丁目27番地３
債務者　瀧野さつき
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係